

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【届出者の氏名又は名称】	日本製粉株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
【電話番号】	03(3350)2368
【事務連絡者氏名】	理事 経営企画部長 五月女 豊一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	日本製粉株式会社 (東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、日本製粉株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、東福製粉株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券についての権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

東福製粉株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）2,263,000株（対象者が平成26年5月15日に提出した第92期第2四半期報告書（以下「第92期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年3月31日現在の発行済株式総数10,000,000株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）22.63%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じとします。））を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、平成26年6月13日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を2,837,000株（株式所有割合28.37%）としております。なお、本公開買付けにより当該2,837,000株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（5,100,000株）の株式所有割合は51.00%であり、当社及び特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）及び対象者を除きます。）が所有することとなる対象者株式（6,142,960株）の株式所有割合は最大で61.43%となります。本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,837,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,837,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が平成26年6月13日に公表した「日本製粉株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者が当社の連結子会社となることで、当社及び対象者の間で進めている開発、調達、製造、販売及び物流における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。そして、平成26年6月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

#### (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、製粉事業をコアビジネスにして、プレミックスなどの食品素材事業、パスタや家庭用グロッサリーなどの加工食品事業、冷凍生地や冷凍パスタなどの冷凍食品事業、弁当や惣菜を扱うデリカ事業と、食品事業を幅広く展開しております。さらに、健康食品や自然化粧品などのヘルスケア事業、ペットケア事業、バイオ関連事業を含め、各事業を有機的に連携させた多角化、海外事業の拡大を目指したグローバル化により、グループ事業の拡大を図っております。

当社グループは、平成14年4月以降、5次にわたる中期経営計画において、存在感のある多角的でグローバルな食品企業グループを目指し、事業構造の改革と業容拡大による収益基盤の強化に取り組みました。その結果、平成13年度と平成25年度との比較で、連結売上高は、2,079億円から2,871億円へ、連結営業利益は、38億円から108億円へと大きく伸長し、持続的な成長への道筋をつけることができました。

しかしながら、今日の食品業界では、販売競争の激化、食の安全・安心に対する消費者の関心の一層の高まり、食品原材料の安定確保の困難化、関連諸制度の変更など、対処すべき課題は山積しております。そのため、当社は、当社グループを取り巻く事業環境は、楽観できるものではなく、今後さらに厳しくなるものと想定しております。

こうしたなか、当社グループは、先行き不透明な事業環境に鑑み、中期的な経営計画に代えて、これまでの基本施策、すなわち、「ローコストオペレーションの一層の推進」、「事業構造・事業ポートフォリオの再検証」及び「グループ全体最適経営の強化」を踏襲した単年度の経営基盤強化方針により、グループ事業全体の基盤強化を図ることとしました。

一方、対象者は、小麦粉、ミックス粉などの小麦その他農産物を原料とする物品の製造及び販売を主な事業の内容とし、また麺類、穀類など商品の仕入、販売などの事業を行っております。対象者は、「安全・安心のある製品の提供」「顧客に喜んで頂ける情報及び品質の提供」「お客様にご満足頂ける製品の製造及び管理」をモットーに、さらに新規顧客の開拓や企業の多角化と適正利潤の確保を目指すことを経営の基本方針に据えて事業に取り組み、地盤とする九州を中心として、製粉業界では一定の地位を築き上げて参りました。

しかしながら、製粉業界におきましては、原材料価格や電力料金などのコストが上昇する一方、消費者の節約・低価格志向を背景として販売競争が激化するなど、企業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、業界再編の機運も高まっております。このことは、対象者及び対象者の子会社（以下「対象者グループ」といいます。）についても例外ではなく、激しく変化する環境に適した展開を図ることが必要になっております。

当社グループとしては、かかる状況のもと、先に述べた三つの基本施策を土台にして、事業基盤の強化を図っております。また、対象者グループにおいても、収益力の強化を目指し、様々な改革に取り組んでおります。

両社の協力関係を強化するために、当社は、段階的に対象者の普通株式を取得してきております。具体的には、まず、平成15年7月に相対取引で550,000株（発行済株式総数に対する割合5.50%）を取得したほか、当社と対象者が平成19年10月に業務提携基本契約を締結した際には、東京証券取引所ToSTNeT市場において、1,100,000株（発行済株式総数に対する割合11.00%）を取得し、所有株式数を1,799,000株（発行済株式総数に対する割合17.99%）としております。さらに、平成20年11月には、東京証券取引所ToSTNeT市場において、201,000株（発行済株式総数に対する割合2.01%）を取得し、所有株式数を2,000,000株（発行済株式総数に対する割合20.00%）とすることにより、対象者を当社の持分法適用関連会社といたしました。直近では、平成26年3月に、東京証券取引所ToSTNeT市場において、140,000株（発行済株式総数に対する割合1.40%）を取得し、本書提出日現在の所有株式数は2,263,000株（発行済株式総数に対する割合22.63%）となっております。

両社間では、これまでに開発・調達・製造・販売及び物流の各分野において、各種施策の検討・実施を進めており、平成19年10月には業務提携基本契約を締結しました。また、当社から対象者に対して、平成19年12月に取締役を、平成20年10月に技術顧問を派遣し、その他必要に応じて資金の提供（対象者による借入）などを行っております。

しかしながら、両社を取り巻く事業環境は益々厳しさを増していることから、両社は、双方の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を融合し、その有効活用を加速させることにより、企業価値のさらなる向上に資するための施策を早期に実施することが急務であるとの判断で一致しております。

当社及び対象者においては、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りましたが、さらに両社の事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用にまで踏み込んで、様々な分野において従来以上の事業シナジーを実現させるための施策の検討を進めております。このような状況のなか、当社及び対象者は、世界的な小麦相場の高騰や、外国産小麦の売り渡し制度の変更、将来的な少子高齢化の進行等による製粉事業を取り巻く昨今の厳しい事業環境に鑑み、将来に向けてお互いに連携した一層の企業競争力強化が急務と判断いたしました。また、製粉業界における業界再編の機運も高まっていることから、平成26年4月頃より両社間で検討を開始し、その後協議を進めてきた結果、両社が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進につとめることが、両社の企業価値の向上につながるとの共通認識に至りました。

なお、当社及び対象者は、事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として、以下のものが考えられると判断しております。

#### 開発戦略

当社及び対象者は、それぞれが多種にわたる商品を開発していますが、重複するところが少なくないのが現状です。両社の持つノウハウ・特許・人材等の開発資源を有効に活用することで、商品開発のスピードアップやコスト削減が期待できます。

対象者は昭和7年の創業以来、九州地域に拠点を構え、一貫して地域に根ざした原料調達・製造・販売を続けてまいりました。具体的には、九州は地場生産の小麦が多く、それを活用した地域性ある小麦粉・麺などの開発・製造・販売が挙げられます。また、80年を超える営業活動を通して、地域のお客さまと深い信頼関係が構築されています。このような地場優位性を経営資源として両社で最大活用して企業価値を高めてまいります。

#### 調達戦略

当社福岡工場と対象者は近くに立地しており、製造する商品にも類似性があります。したがって商品製造に使用する資材類を共同購入することで、規模のメリットをこれまで以上に活かし、調達コストの低減化を実現することが可能となります。

九州地域は、小麦の一大産地であり、対象者は創業以来、生産者と強い関係を持ち、これらを主原料として事業活動を展開してまいりました。今後は、この対象者が持つ原料調達面での強みを両社で共有することが可能になります。

#### 製造戦略

両社の全体的生産性向上を目的として、共同製造計画のもとで相互の商品製造を融通しあい、製造切替時に発生する手間や半製品のロス等を削減することが期待できます。

両社の製造ノウハウを活用し、当社が対象者の製造体制見直しを支援して製造コストの低減を図ります。

#### 販売戦略

両社がそれぞれ得意とするお客様への販売活動に関わる資源を集中させる等、これまで以上に踏み込んだ販売協力により、相互に顧客層を拡大できると考えます。

対象者の九州地域に根ざした地場販売力を活用し、九州地域での販売シェアの拡大を図ります。

#### 物流戦略

共同配送による配送ロットの大型化や、保管場所の集約等により、重複している物流コストの低減が期待できます。

以上のように、当社は、両社間の提携関係をさらに強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用を推進し、上記の施策を実現させることによって、両社の企業価値をより一層向上させることが可能になると考えております。そして、そのためには、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの結論に至ったことから、当社は、平成26年6月13日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け成立後も、対象者グループには、現在の事業戦略を引き続き継続していただくとともに、当社との連携をさらに深め、両社の企業価値向上に資する施策を協力して推進していただくことを想定しております。

当社は、対象者が今後も継続して発展していくためには、対象者独自の企業文化、経営の自主性を保持しつつ、新たな課題に取り組んでいくことが重要であると認識しており、本公開買付け実施後も、現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。

なお、本書提出日現在、対象者取締役3名のうち1名は当社の顧問を兼務しているところ、当社は、現時点では、対象者の役員構成などのガバナンス体制の変更などは考えておりません。しかしながら、両社の事業協力関係をさらに深めていくために、必要に応じて、従業員等相互のより一層の人材交流の検討を進めていく方針です。

#### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式2,263,000株（株式所有割合22.63%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

##### 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズ株式会社（以下「FAソリューションズ」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、FAソリューションズは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

FAソリューションズは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はFAソリューションズから平成26年6月12日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者はFAソリューションズから、本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 100円～110円

類似会社比較法 : 114円～137円

DCF法 : 89円～157円

市場株価法では、平成26年6月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値100円、直近1ヶ月間の終値単純平均値100円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値106円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値110円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、100円から110円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、114円から137円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成26年9月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、89円から157円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは、当社との業務提携の推進による生産数量の増加に伴う製造効率の向上並びに小麦粉、ミックス粉及び乾麺類等商品の販売強化による増益を見込んでいるためとのことです。

対象者における当社から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立した対象者顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である林法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見等については、平成26年6月13日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全3名のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない1名を除く取締役2名の全員一致により決議したとのことです。すなわち、対象者取締役のうち、池井一海氏は当社の顧問を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が当社の連結子会社となることで、当社及び対象者間で進めている開発、調達、製造、販売及び物流における協力関係を深化させることができると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるFAソリューションズより取得した対象者株式価値算定書、並びに対象者における当社から独立した対象者顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である林法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成26年6月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、FAソリューションズ

より取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

#### (4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、対象者と対応方針を協議する予定ですが、現時点で、具体的な対応方針は未定であり、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部及び福岡証券取引所に上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限(2,837,000株)を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で5,100,000株(株式所有割合:51.00%)にとどまる予定であり、当社及び特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。)の対象者株式の所有株式数は、最大で6,142,960株(株式所有割合:61.43%)にとどまる予定です。ただし、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条に規定される上場廃止基準(以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。)のうち、株主数が、上場会社の事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき、時価総額が10億円未満である場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に10億円以上とならないとき、その他の東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となります。対象者株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。また、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、福岡証券取引所における株券上場廃止基準等第2条に規定される上場廃止基準(以下「福岡証券取引所上場廃止基準」といいます。)のうち、株主数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。)が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき、上場時価総額が5億円に満たない場合において、9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他福岡証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に福岡証券取引所に提出しない場合にあつては、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市況全般が急激に悪化した場合において、福岡証券取引所がこの基準によることが適当でないと認めるときにあつては、福岡証券取引所がその都度定めるところによる。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上とならないとき、その他の福岡証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となります。対象者株式が福岡証券取引所において上場廃止となった場合には、対象者株式は福岡証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者株式が東京証券取引所上場廃止基準又は福岡証券取引所上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場維持に向けた方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件について、現在決定している事項はありません。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年7月1日(火曜日)から平成26年7月29日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	平成26年7月1日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年8月12日(火曜日)まで(30営業日)となります。

###### 【期間延長の確認連絡先】

日本製粉株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

03(3350)2368 理事 経営企画部長 五月女 豊一

確認受付時間 平日9時から18時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	1株につき金161円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年6月13日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：100円～110円              類似会社比較法：130円～135円              DCF法：80円～180円</p> <p>市場株価平均法では、平成26年6月12日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値100円、直近5営業日の終値単純平均値100円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値100円、直近3ヶ月間の終値単純平均値106円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値110円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、100円から110円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、130円から135円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成26年9月期以降に対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、80円から180円までと分析しております。</p> <p>なお、DCF法の前提とした対象者の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益又は減益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは、主として、競争環境の激化を原因とする粗利率の減少による減益、ミックス粉、乾麺類の関連加工品の販売強化及び当社との業務提携による業務の拡大による増益並びに対象者が平成26年5月9日に公表した「賃貸借契約解除による業績に及ぼす影響について」に記載された一時的な賃貸収入の減少及びその後の賃貸収入の回復に伴う増減益の効果を見込んでいるためです。</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年6月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり161円とすることを決定いたしました。</p>



	<p>本公開買付価格である1株当たり161円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年6月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値100円に対して61.00%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成26年6月12日までの直近5営業日の終値単純平均値100円に対して61.00%、平成26年6月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値100円に対して61.00%、平成26年6月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値106円に対して51.89%及び平成26年6月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値110円に対して46.36%のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年6月30日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値157円に対して2.55%のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>なお、当社は、平成22年2月に対象者株式123,000株（株式所有割合1.23%）を1株78円で、平成26年3月に対象者株式140,000株（株式所有割合1.40%）を1株111円で市場取得しており、かかる取得価格は本公開買付価格より83円又は50円低い金額となりますが、これは、市場での取引であるため、プレミアムが付された本公開買付価格とは異なっております。</p>
算定の経緯	<p>当社及び対象者においては、これまで実務担当者レベルで事業上の協力関係を構築し、相互に補完して事業を進めて参りましたが、さらに両社の事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用にまで踏み込んで、様々な分野において従来以上の事業シナジーを実現させるための施策の検討を進めております。このような状況のなか、当社及び対象者は、平成26年4月頃より両社間で検討を開始し、その後協議を進めてきた結果、両社が同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで協力しながら迅速な事業推進につとめることが、両社の企業価値の向上につながるとの共通認識に至りました。</p> <p>なお、当社及び対象者が事業シナジーを実現させ、より一層の企業価値向上を図るために検討している具体的な施策の内容については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。</p> <p>当社は、両社間の提携関係をさらに強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源、システム、ノウハウなどの相互提供・活用を推進し、上記の具体的な施策を実現させることによって、両社の企業価値をより一層向上させることが可能になると考えております。そして、そのためには、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの結論に至ったことから、当社は、平成26年6月13日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p><b>第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</b></p> <p>当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p><b>当該意見の概要</b></p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：100円～110円  類似会社比較法：130円～135円  DCF法：80円～180円</p> <p><b>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</b></p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年6月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり161円とすることを決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,837,000 (株)	- (株)	2,837,000 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,837,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,837,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 相互保有株式も本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,837
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(d)	2,263
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(g)	1,042
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)	9,917
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	28.49
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$ )(%)	61.68

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(2,837,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者及び対象者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、第92期第2四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の単元未満自己株式40,000株から、平成26年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式438株を控除した39,562株に係る議決権の数である39個)及び上記四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の相互保有株式の数(2,000株)に係る議決権の数(2個)の合計数である41個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(j)」を9,958個として計算しております。
- (注4) 各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は61.68%を下回ることとなります。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

### (注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

#### おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの) 在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等  
本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地  
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

- （注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）  
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## （2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

## （3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## （4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	456,757,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	490,757,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,837,000株)に1株当たりの買付価格(161円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は、本公開買付けの終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	1,453,916
計(a)	1,453,916

#### 【届出日以前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

#### 【届出日以後に借入れを予定している資金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,453,916千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年8月5日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成26年8月19日(火曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 1 ) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,837,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,837,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イないしリに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### ( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。



**第2【公開買付者の状況】**

**1【会社の場合】**

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第190期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日 関東財務局長  
に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

日本製粉株式会社

（東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,308(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	3,308		
所有株券等の合計数	3,308		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成26年7月1日現在、対象者株式41,438株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数3個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,263(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	2,263		
所有株券等の合計数	2,263		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

( 3 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,045 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1,045		
所有株券等の合計数	1,045		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成26年7月1日現在、対象者株式41,438株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数3個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

( 4 ) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成26年7月1日現在)

氏名又は名称	久保商事株式会社
住所又は所在地	福岡県福岡市東区箱崎ふ頭五丁目6番23号
職業又は事業の内容	砂糖、その他糖類、小麦粉、豆類、油脂、澱粉、米、麺類、乳製品、各種輸入調製品、調味料、冷凍食品、その他食品、包装資材の仕入、販売
連絡先	連絡者 久保商事株式会社 連絡場所 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭五丁目6番23号 電話番号 092(651)5151(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年7月1日現在)

氏名又は名称	東福製粉株式会社
住所又は所在地	福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号
職業又は事業の内容	小麦粉、ミックス粉等の小麦その他農産物を原料とする物品の製造及び販売、麺類、穀類等商品の仕入、販売、倉庫業、及び不動産賃貸事業
連絡先	連絡者 東福製粉株式会社 連絡場所 福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号 電話番号 092(781)1661(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年7月1日現在)

氏名又は名称	野上 英一
住所又は所在地	福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東福製粉株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 東福製粉株式会社 連絡場所 福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号 電話番号 092(781)1661(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月1日現在)

氏名又は名称	池井 一海
住所又は所在地	福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東福製粉株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 東福製粉株式会社 連絡場所 福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号 電話番号 092(781)1661(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月1日現在)

氏名又は名称	山口 雄治
住所又は所在地	福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東福製粉株式会社 取締役
連絡先	連絡者 東福製粉株式会社 連絡場所 福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号 電話番号 092(781)1661(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年7月1日現在)

氏名又は名称	野中 嘉章
住所又は所在地	福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	東福製粉株式会社 監査役(常勤)
連絡先	連絡者 東福製粉株式会社 連絡場所 福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号 電話番号 092(781)1661(代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】  
 久保商事株式会社

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である久保商事株式会社は、対象者の取引先持株会における持分に相当する対象者株式735株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

東福製粉株式会社

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、平成26年7月1日現在、対象者株式41,438株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

野上 英一

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,009 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	1,009		
所有株券等の合計数	1,009		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式7,641株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数7個を含めております。

池井 一海

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 池井一海は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式811株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

(注2) 池井一海は、小規模所有者に該当いたしますので、池井一海の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年7月1日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山口 雄治

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	17		
所有株券等の合計数	17		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 山口雄治は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式528株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

野中 嘉章

(平成26年7月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	16		
所有株券等の合計数	16		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式1,182株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。



2 【株券等の取引状況】

( 1 ) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 対象者との取引

最近3事業年度における当社と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の概要	第89期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	第90期 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	第91期 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)
対象者への資金の貸付			50,000
対象者からの受取利息			229
対象者への売上	72,000	31,000	35,000
対象者からの仕入	68,000	6,000	-

#### (2) 役員との取引

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年6月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに關して賛同する旨の決議をしたとのこと。また、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、F Aソリューションズより取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、あわせて決議したとのこと。また、上記対象者取締役会では、対象者監査役3名全員が、本公開買付けに關して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのこと。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

また、当社及び対象者が実施した、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

### 2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部					
	平成26年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高株価	130	133	118	116	106	175
最低株価	101	109	108	104	96	97

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単元)									
所有株式数の割合(%)									

( 2 ) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

( 1 ) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年12月26日 福岡財務支局長に提出

事業年度 第91期(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年12月25日 福岡財務支局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第2四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年5月15日 福岡財務支局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

( 2 ) 【上記書類を縦覧に供している場所】

東福製粉株式会社  
 ( 福岡県福岡市中央区那の津四丁目9番20号 )  
 株式会社東京証券取引所  
 ( 東京都中央区日本橋兜町2番1号 )  
 証券会員制法人福岡証券取引所  
 ( 福岡市中央区天神二丁目14番2号 )

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。